

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

目 次

- 告示
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件

## 告 示

### 福島県告示第六百七十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成三十年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成三十年九月三日

福島県知事 内堀 雅雄

平成三十年度皆伐面積の残存許容限度（単位 ヘクタール）

残存許容限度

宇多川水源かん養保安林

二五四・九四

宇多川土砂流出防備保安林

一一九・七〇

宇多川干害防備保安林

一・二三

新田川水源かん養保安林

八四七・〇一

新田川土砂流出防備保安林

三四〇・五〇

新田川千害防備保安林

一五・〇〇

新田川干害防備保安林

八五三・八四

新田川土砂流出防備保安林

三七三・五七

新田川干害防備保安林

一〇・一二

請戸川水源かん養保安林

一二・七二

請戸川土砂流出防備保安林

一、三五八・八二

木戸川水源かん養保安林

二六四・〇五

木戸川土砂流出防備保安林

五・二七

木戸川防風保安林

一、

濁川干害防備保安林

一二・七二

濁川下流水源かん養保安林

一、

阿賀川下流水源かん養保安林

七五一・七二

濁川土砂流出防備保安林

一、

濁川干害防備保安林

二八九・二八

濁川下流水源かん養保安林

一、

濁川土砂流出防備保安林

一、

濁川干害防備保安林

一、

濁川下流水源かん養保安林

阿賀川中流土砂流出防備保安林  
阿賀川中流防風保安林  
阿賀川中流干害防備保安林  
只見川下流水源かん養保安林  
只見川下流土砂流出防備保安林  
只見川下流干害防備保安林  
阿賀川上流水源かん養保安林  
阿賀川上流土砂流出防備保安林  
只見川上流水源かん養保安林  
只見川上流土砂流出防備保安林  
只見川上流干害防備保安林  
浜通り地区保健保安林  
中通り地区保健保安林  
会津地区保健保安林

五、一、三、	二、	三四五
二九三・八八	四〇五・九六	四八九・一二
五三・九六	二三五・一六	三四六・四八
一七・二六	五〇六・七九	一五・五四
七八・二六	三四一・二二	二三五・一六
五九	五三・二二	一五・五四

(森林保全課)